

# ネットワーク音楽の発展及び管理に関する 文化部の若干意見

2006年12月11日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

## ネットワーク音楽の発展及び管理に関する文化部の若干意見

(2006年12月11日文化部公布)

中共中央弁公庁、国務院弁公庁が配布した『国家「十一五」時期文化発展計画要綱』を徹底し、わが国ネットワーク音楽の創造水準の向上を図り、ネットワーク音楽管理を強化し、ネットワーク音楽輸入の適正化及びネットワーク文化産業の健全な発展を促進するため、『確かに留保する必要性のある行政審査・許可項目に対する行政許可の設定に関する国務院の決定』（国務院令第412号、以下『決定』と略称）及び文化部の『インターネット文化管理暫行規定』（文化部令第27号、文化部令第32号に基づき改正、以下『規定』と略称）に基づき、以下のとおり、意見を提示する。

### 一、わが国ネット音楽市場の現状及び発展目標

(一) ここ数年、わが国のネット音楽市場は速やかに発展し、音楽製品はインターネットや移動通信ネットワーク等各種有線又は無線方式で配信されて、デジタル化音楽製品の制作、配信と消費パターンが形成され、わが国ネット文化産業の発展を促し、公衆の文化的娯楽生活をより豊かにさせた。

(二) わが国のネット音楽市場に、見逃せない問題点は依然として存在している。一部のネット音楽製品はセンスが低く、権利侵害に関わる海賊版や不法リンク、不法アップロードやダウンロード等知的財産権を侵害し、市場秩序を損害する問題が目立ち、一部の機関は審査を受けていないネット音楽輸入製品を無断で配信し、ましてや、一部のネット音楽作品には民族風習を侵害し、社会安定に影響を及ぼす内容もあった。これらの問題は、わが国ネット音楽市場の健全な発展に重大な損害をもたらした。

(三) ネット音楽市場の発展目標は、民族的独創性のある、健康的で前向きなネット音楽製品の創作及び配信を奨励・助成し、民族的ネット文化の発展空間を拡大し、ネット音楽市場の秩序を適正化し、知的財産権を保護し、監督管理体制を完備させ、ネット音楽企業の競争力を強化させて、中国風のある、国際的影響力を持つ民族的独創性を有するネット音楽ブランドの構築に全力を挙げることである。

### 二、ネット音楽産業の健全な発展を支持

(四) 正確な価値観を維持し、独創的ネット音楽の発展を助成する。『国家「十一五」時期文化発展計画要綱』と『二〇〇六～二〇二〇年国家情報化発展戦略』の要求に従い、民族風と時代的特徴を備える優秀音楽製品のデジタル化、ネットワーク化の進展を加速させ、国内のネットサービスプロバイダー、ネットワーク運営者、音楽コンテンツサプライヤーによる現実、暮らし及び公衆にフィットし、民族精神を具現し、時代特徴を反映する独創性ネットワーク音楽製品の創作、普及と配信を奨励、助成する。

(五) テクノロジーとコンテンツとの融合を推進し、ネット音楽市場の成長を図る。デジタル技術とネットワーク技術の改造によって伝統的音楽産業のレベルアップを図る。優れた独創的なネット音楽製品の評価、表彰と普及のためのメカニズムを構築し、ネット音楽制作の品質と水準を向上させる。イデオロギー及び芸術性が高く、音楽コンテンツとネットワーク技術を完璧に融合させた独創的ネット音楽製品を表彰する。

(六) ネット音楽企業の市場競争力を増強させる。中小ネット音楽企業の発展をサポートする。デジタル技術、ネットワーク技術及びハードウェア企業が文化コンテンツ経営企業への投資、合併と買収を通じて、資本をキャリアとし、技術をサポートとし、コンテンツをコアとしたネットワーク文化企業グループの設立することを激励、支持する。強い創造革新力、良き経営信用度、自主的知的財産権を持つネット音楽企業を助成する。企業を主体とし、市場を指導方向とし、政府が積極的に推進し、産・学・研が連携する国家ネットワーク文化イノベーションシステムを構築し、わが国の音楽資源及び市場優位性を企業の競争優位性と産業の優位性に転換させるよう努める。

### 三、ネット音楽市場の秩序を適正化

(七) 及ぼす範囲が広く、配信速度が速く、企業主体が区域を跨って経営する等インターネットの特徴に合わせ、ネット音楽市場に対する新たな監督管理方式を模索し、文化市場への監督管理のための新たな考え方を作り出す。法執行資源を統合し、提携意識を増強し、取締効率を向上させ、部門や区域を跨った調査提携制度を構築し完備化させ、健全的で繁栄、適正的、秩序のあるネット音楽市場の建設に尽力する。

(八) 市場への参入許可を厳しくさせ、内容に対する監督管理を強化する。ネット音楽の経営活動を従事するインターネット文化経営単位の設立申請は、『規定』

の要求を満たさなければならない。ネット音楽製品の経営活動に携わるものは、文化部が審査・発行する『ネットワーク文化経営許可証』を取得しなければならない。外商投資によるネットワーク文化経営単位の設立は禁止する。

(九) ネット音楽製品の内容審査制度を実施する。中華人民共和国国内で配信するネット音楽製品は、文化部による輸入許可を得るかもしくは登記を経なければならない。ネット音楽製品の輸入は、文化部による内容審査を経てからはじめて運営に利用できるものとする。既に文化部による内容審査を経た輸入音楽製品が、ネットを介して配信する場合、経営性インターネット文化単位は法律に基づき手続きを行わなければならない(関連要件は添付資料を参照)。ネット音楽輸入業務は、文化部より承認された経営性インターネット文化単位のだけが、運営できるものとする。無断で輸入ネット音楽製品を配信したものに付き、文化部門は法律に基づき取締り、さらに、法により関連ウェブサイトを処置するよう通信管理部門に要請するものとする。ネットのみを介して配信する予定の国産音楽製品は、文化部で登記しなければならない。

(十) 前向きで健康的なネットワーク文化環境を構築する。音楽コンテンツプロバイダーと、ネットワークサービス業者と、消費者との関係を適時且つ合理的に調整し、不正競争と業界による独占を阻止して多方間利益のための合作体制と産業チェーンを築き上げ、公開的、公平的、公正的な良き市場環境を構築する。ネット音楽企業は、利益取得や営業を目的としないネット利用者自らの模倣、編集、実演した音楽製品への審査を強化しなければならない。ネット文明を提唱し、ネット道德の規制を強化し、ネット上の行動規定を構築して完備化させ、公衆のネット音楽の創作、不良内容からの侵害を自ら抵抗することを積極的に誘導し、ネット音楽製品の俗悪な風潮を拒絶し、前向きで健全なネット文化を築かなければならない。

(十一) 法執行力を増強し、ネット音楽市場の適正化を図る。文化部の許可を得ずに無断でネット音楽等ネット文化経営活動を従事したものは、法に基づき取締らなければならない。違法や規則違反に係ったコンテンツを配信したものに、『規定』第二十四条に従い処罰を与え、情状が重大で犯罪を構成した場合、法に従ってその刑事責任を追究する。文化行政部門は関連部門と積極的に連携して権利侵害に関わる海賊版音楽違法行為を撲滅しなければならない。許可を得ずに無断で経営される、又は違法や規則違反に係ったコンテンツを運営するウェブサイトは、『規定』に基づき厳しく取締らなければならない。社会公衆は通報用電話番号 12318 にかけて通報することができる。著作権者より許可を得ずに、情報ネットワークを介して他人の

音楽作品を配信し、情状が重大で犯罪を構成したものは、司法機関が『刑法』に基づき処罰を与えるものとする。

(十二) 業界自粛と社会監督を強化する。ネット音楽産業チェーンの関連構成部の融合とコミュニケーションを積極的に促進し、経営モデル、ビジネスモデル及び販売推進モデルの創造革新をし、同質競争や同業界内の悪性競争を回避し、良性的な相互作用を作り出し、持続的に発展できる調和的なネット音楽市場を構築するよう努力する。法に従い経営し、良き信用度を持つネット音楽企業の模範的役目を積極的に果たせ、業界協会組織を設立して完備化させ、業界自粛、業界監督及び業界サービスを強化する。